

令和8年(2026年)1月28日	
所 属	重層的支援推進担当
所属長	宮本 晃子
電 話	06-6489-6013

株式会社東急コミュニティーと「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結します

尼崎市は、株式会社東急コミュニティーと「尼崎市地域福祉の推進に関する協定」を締結します。

本市では、第4期「あまがさきし地域福祉計画」(令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度))において、「互いに尊重し つながりささえあい 安全・安心に“ともにいきる”まち あまがさき」を基本理念とし、地域社会の一員として地域の課題解決に取り組む事業者と連携し、様々な地域の福祉課題の解決に努めています。

この度、建物管理を通じて入居者の安全・安心を確保している東急コミュニティーと本市が、ともに地域福祉に関する様々な取り組みを推進することで、誰もが安全・安心を実感できるまちづくりにつなげていきます。

1 協定締結式

- (1) 日時 令和8年2月4日(水)午前10時30分～11時
- (2) 場所 尼崎市役所 特別会議室
- (3) 協定締結先 株式会社東急コミュニティー
- (4) 出席者 尼崎市副市長 吹野 順次
株式会社東急コミュニティー マンション事業本部 公共住宅事業部長 中川 達二
他4人

2 協定内容

- (1) 協定期間 協定締結日から令和8年3月31日まで(1年毎に更新)
- (2) 具体的な連携内容(別紙参照)

3 参考

株式会社東急コミュニティー

(管理施設) 市営住宅等(阪神間都市計画道路山手幹線以北の区域及び戸ノ内町1丁目から6丁目まで)の指定管理者

(所在地) 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 世田谷ビジネススクエア タワー

以 上

連携及び協力内容事項 (協定第2条)	想定される具体的取組の例
1 見守りに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務時間における高齢者・障害者・こどもの見守り活動への協力 ・高齢者・障害者・児童虐待の通報に関する協力 例) 事業所における連絡先掲示等による連絡体制の構築及び異変確認時の市等への連絡など ・認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業の協力 例) 協力事業所としての登録及び行方不明高齢者発見時の市等への連絡など
2 地域福祉活動の推進 に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への地域福祉に関する研修の実施 例) 虐待防止、避難行動要支援者の避難支援、高齢者等の見守り、認知症サポーター養成、障害者差別解消、性的マイノリティや外国籍住民などの人権に関する理解促進、生活困窮者、ひきこもり支援など ・従業員に対する地域活動への参加案内 例) 民生児童委員や保護司など地域活動への参加案内の提供など
3 災害時支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の伝達・収集に関する取組への協力 例) 市が発信する災害情報の掲示等による伝達や市域の被災状況等の収集など ・講座の開催や訓練への参加など、地域防災力の向上に関する取り組みへの協力 例) 地域における防災講座や防災訓練の従業員の参加など
4 その他地域福祉に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・市の福祉に関するイベント・事業及び啓発活動のポスター・チラシ等の配架・配付の協力 例) 防災関連、特殊詐欺防止、外国人相談窓口、避難行動要支援者避難支援指針、高齢者の社会参加、介護予防・重症化防止、障害者差別解消啓発、ひきこもり等支援事業、ユース相談支援事業、住宅火災防止、救助（建物内）事案の予防等の市広報物の配架・配付など ・市の福祉に関する啓発や広報のための協力 例) 自転車盗難対策などの街頭犯罪防止事業、高齢者等が豊かに過ごすための住まいの備え、救急車適正利用、予防救急に関する啓発、住宅防火を推進するための消防職員が行う戸別訪問事業の協力など

尼崎市地域福祉の推進に関する協定書（案）

（目的）

第1条 この協定は、尼崎市（以下「甲」という。）と株式会社東急コミュニティー（以下「乙」という。）が相互の連携を強化することで、地域の様々な福祉課題に迅速かつ適切に対応し、地域福祉を推進することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる内容について連携し協力する。

- 一 見守りに関すること
- 二 地域福祉活動の推進に関すること
- 三 災害時支援に関すること
- 四 その他地域福祉の推進に関すること

2 前項の内容を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲、乙合意のうえ決定する。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定の内容の実施に当たり知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。また、この協定が解除された後も、同様とする。

（優先条項）

第4条 この協定書と異なる内容の契約等（以下「個別契約」という。）の締結がなされた場合、当該個別契約の内容がこの協定書に優先して適用される。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項及び疑義等が生じた場合は、その都度、甲、乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲、乙協議のうえ変更を行う。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲または乙から書面により異議の申出がないときは、その期間は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 尼崎市東七松町1丁目23番1号
尼崎市長 松本 眞

乙 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号
世田谷ビジネススクエア タワー
株式会社東急コミュニティー
マンション事業本部 公共住宅事業部
事業部長 中川 達二